

給付の種類		給付要件	給付金額	添付書類（写し可）	請求期限
結婚祝金		会員が民法第 739 条第 1 項に定める婚姻の届出をしたとき。なお、結婚のため退職後 3 カ月以内に上記に該当するに至った者も含む。再婚 1 回まで給付。	40,000 円	①婚姻届受理証明書又は戸籍謄（抄）本 ※婚姻日、会員名、配偶者名が確認できる公的な書類 ②会員変更事項届	2 年
結婚記念祝金（25 年）		婚姻の届出をした日から、婚姻状態が 25 年継続し、夫婦ともに生存するとき	10,000 円	戸籍謄（抄）本	2 年
出産祝金		会員またはその配偶者が出産したとき ただし死亡弔慰金が支払われた場合は除く	出生児 1 人につき 16,000 円	①出生届受理証明書又は戸籍謄（抄）本又は母子手帳 又は医師の証明書又は住民票（出生児と同世帯の場合） ※両親及び出生児の名前が確認できる公的な書類 ②会員変更事項届	2 年
入学祝金（小学校）		会員の子が小学校に入学したとき 原則として実子で会員と同一生計にある子をいう。ただし、養子であっても同居し、同一生計にある場合は含む	12,000 円	在学証明書又は入学通知書又は就学通知書	2 年
死亡弔慰金	本人死亡（病気等）	会員が病気等で死亡したとき	120,000 円 (71 歳以上は 60,000 円)	①死亡診断書（死体検案書）又は戸籍謄（抄）本 ②本人死亡共済金請求書（所定用紙）	3 年
	本人死亡（不慮の事故）	会員が不慮の事故（急激かつ偶然におきた外因の事故）により死亡したとき	200,000 円 (71 歳以上は 150,000 円)	①死亡診断書（死体検案書）又は戸籍謄（抄）本 ②事故の証明（事故の種類によって異なる） ③本人死亡共済金請求書（所定用紙）	3 年
	本人死亡（交通事故）	会員が交通事故で死亡したとき	400,000 円 (71 歳以上は 350,000 円)	①死亡診断書（死体検案書）又は戸籍謄（抄）本 ②交通事故証明書 ③本人死亡共済金請求書（所定用紙）	3 年
	配偶者の死亡	会員の配偶者が死亡したとき（内縁関係あるものを含む。但し、婚姻の届出をしているものがいる場合を除く。）	100,000 円	①死亡診断書（死体検案書） ※会員の配偶者の死亡が確認できる公的な書類 ②会員又は妻の戸籍謄（抄）本 ※会員と配偶者の続柄が確認できる公的な書類	3 年
	父母死亡	会員及び配偶者の父母が死亡したとき 父母とは実、養、継父母をいう	12,000 円	①死亡診断書（死体検案書） ※会員の父母の死亡が確認できる公的な書類 ②会員の戸籍謄（抄）本 ※会員および配偶者の父母の続柄が確認できる公的な書類	3 年
	子の死亡	会員の子が死亡したとき（子とは会員の実子、養子、継子をいう） ※妊娠 7 カ月以上経過後の死産の場合を含む。	40,000 円	①死亡診断書（死体検案書）又は戸籍謄（抄）本 ※会員の子の死亡が確認できる公的な書類 ②会員の戸籍謄本又は子の戸籍謄（抄）本 ※会員と子の続柄が確認できる公的な書類	3 年
障害見舞金（重度障害）	病気等による場合	会員が病気等により、重度の身体障害（労働基準法施行規則別表第 2「身体障害等級表」の第 1 級、第 2 級、および第 3 級の 2, 3, 4 に該当する身体障害）を有するに至ったとき	100,000 円 (71 歳以上は 50,000 円)	①後遺障害診断書（所定用紙） ②後遺障害共済金請求書（所定用紙）	3 年
	不慮の事故等による場合	会員が不慮の事故等により、重度の身体障害（労働基準法施行規則別表第 2「身体障害等級表」の第 1 級、第 2 級、および第 3 級の 2, 3, 4 に該当する身体障害）を有するに至ったとき	200,000 円 (71 歳以上は 150,000 円)	①後遺障害診断書（所定用紙） ②事故の証明書（事故の種類によって異なる） ③後遺障害共済金請求書（所定用紙）	3 年
	交通事故による場合	会員が交通事故等により、重度の身体障害（労働基準法施行規則別表第 2「身体障害等級表」の第 1 級、第 2 級、および第 3 級の 2, 3, 4 に該当する身体障害）を有するに至ったとき	400,000 円 (71 歳以上は 350,000 円)	①後遺障害診断書（所定用紙） ②交通事故証明書 ③後遺障害共済金請求書（所定用紙）	3 年
障害見舞金（重度障害以外の身体障害）	不慮の事故等による場合	会員が不慮の事故等により、身体障害を有するに至ったとき	4,000 円～90,000 円 (障害の程度によって異なる)	①後遺障害診断書（所定用紙） ②事故の証明書（事故の種類によって異なる） ③後遺障害共済金請求書（所定用紙）	3 年
	交通事故による場合	会員が交通事故等により、身体障害を有するに至ったとき	12,000 円～270,000 円 (障害の程度によって異なる)	①後遺障害診断書（所定用紙） ②交通事故証明書 ③後遺障害共済金請求書（所定用紙）	3 年
傷病見舞金		会員が同一傷病により 14 日以上欠勤した場合（休日、勤務を要しない日および休暇の日を含む）	10,000 円～55,000 円 (日数により異なる)	①医師の診断書又は入院証明書 ②自治体提携慶弔共済保険 傷病休業保険金請求書	3 年
住宅災害見舞金	火災等	会員の居住する建物が火災等によって損害を被った場合	5,000 円未満～100,000 円 (損害の程度により異なる)	事故の報告のうえで、現場調査あり	3 年
	自然災害	会員の居住する建物が自然災害によって損害を被った場合	1,000 円～30,000 円 (損害の種類・程度により異なる)	事故の報告のうえで、現場調査あり	3 年
住宅災害による同居する親族の死亡		会員の居住する建物の住宅災害（火災等、自然災害）によって会員の配偶者、または 6 親等内の血族もしくは 3 親等内の姻族が死亡した場合	10,000 円	事故の報告のうえで、現場調査あり	3 年
永年在会慰労金		会員が引き続き下記の期間センターに在会したとき (10 年・20 年・30 年)	10,000 円 (10 年) 20,000 円 (20 年) 30,000 円 (30 年)		2 年

※死亡弔慰金の本人死亡、または住宅災害見舞金の給付要件が発生した場合には、まず事務局までご連絡ください。